学校法人幾徳学園・神奈川工科大学利益相反ポリシー

学校法人幾徳学園神奈川工科大学(以下、「本学」という。)は、「産学官連携ポリシー」に基づき、研究成果の地域・社会の発展に貢献することを大きな方針として掲げています。

従って、大学の本来の使命である教育・研究・社会貢献を最優先にするため、これに 関係する利益相反状態を管理することとし、本学は利益相反ポリシーを定めます。

- 1. ここで対象とする利益相反は以下のものです。
- (1)「広義の利益相反」: 狭義の利益相反と責務相反を含んだもの
- (2)「狭義の利益相反」:産学官連携活動に伴って得られる利益と、教育・研究活動等の大学における責任が相反する状況
- (3)「個人の利益相反」: 狭義の利益相反の内、大学の教職員個人が産学官連携活動に伴って得られる利益と、大学における教育・研究等の責任が相反する状況
- (4)「組織の利益相反」: 狭義の利益相反の内、本学が産学官連携活動に伴って得られる利益と、大学の社会的責任が両立しえない状況
- (5)「責務相反」: 教職員が兼業活動等により企業等に対して負う職務遂行上の責任と、 本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況
- 2. 本学は、産学官連携活動を推進するにあたり、根幹である教育・研究活動を最優先 とします。
- 3. 本学は、産学官連携活動を推進するにあたり、社会から疑惑を抱かれないように公明性、公平性、中立性を保持した手続きを進めます。
- 4. 本学は、産学官連携活動によって生じる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員が安心して産学連携活動に取り組めるように、学内規程等を整備します。

平成 28 年 4 月 1 日 神奈川工科大学 学長 小宮 一三